

議 案 名	富士見市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	コンビニ交付サービスを利用した場合における課税証明書又は非課税証明書の交付に係る手数料の金額を引き下げするため、富士見市手数料条例等の一部を改正するものです。
制 定 内 容	1 富士見市手数料条例の別表に定める手数料を徴収する事務について、コンビニ交付サービスを利用した場合における手数料の金額等を次のように改正するものです。(第1条関係) (1)別表1の項(納税、公課又は所得に関する証明) 市民税・県民税・森林環境税課税証明書又は非課税証明書の交付に係る手数料の金額を、1件につき300円から200円に引き下げのための文言の追加 (2)別表8の項(印鑑登録に関する証明) 別表1の項の改正に伴う文言の削除 2 コンビニ交付サービスを利用した場合における市民税・県民税・森林環境税課税証明書又は非課税証明書の交付に係る手数料の金額の引き下げを令和9年3月31日で終了するため、改正するものです。(第2条関係) 3 手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和7年条例第35号)第4条(コンビニ交付サービスを利用した場合における証明書の交付に係る手数料の金額の引き下げをする文言を削除する規定 令和9年4月1日施行)を本改正条例の内容にあわせて改正するものです。(第3条関係)
施 行 日	第1条及び第3条 令和8年11月16日 第2条 令和9年4月1日

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

（第1条関係）

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1	納税、公課又は所得に関する証明	1件につき 300円（ <u>多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）</u> を利用することによる課税証明書又は非課税証明書の交付の場合にあっては200円）	1	納税、公課又は所得に関する証明	1件につき 300円_____
2～7（略）			2～7（略）		
8	印鑑登録に関する証明	1件につき 300円（多機能端末機_____を_____利用することによる交付の場合にあっては200円）	8	印鑑登録に関する証明	1件につき 300円（ <u>多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）</u> を利用することによる交付の場合にあっては200円）
9～91（略）			9～91（略）		

(第2条関係)

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1	納税、公課又は所得に関する証明	1件につき 300円_____	1	納税、公課又は所得に関する証明	1件につき 300円 <u>（多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）を利用することによる課税証明書又は非課税証明書の交付の場合にあっては200円）</u>
2～91（略）			2～91（略）		

手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 7 年条例第 3 5 号）新旧対照表

（第 3 条関係）

新	旧
第 4 条 富士見市手数料条例の一部を次のように改正する。 <u>別表 8 の項、1 0 の項及び 1 2 の項中「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては 2 0 0 円)」を削り、同表 1 4 の項中「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては 3 5 0 円)」を削る。</u>	第 4 条 富士見市手数料条例の一部を次のように改正する。 <u>別表 8 の項中「(多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）を利用することによる交付の場合にあっては 2 0 0 円)」を削り、同表 1 0 の項及び 1 2 の項中「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては 2 0 0 円)」を削り、同表 1 4 の項中「(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては 3 5 0 円)」を削る。</u>